

# プロフィール



社会保険労務士法人リライアンス 鈴木泰子（社会保険労務士）

事務所所在地 静岡県浜松市東区大島町222

- 1996年 社会保険労務士資格取得
- 1997年 鈴木泰子社会保険労務士事務所 開業
- 2017年 社会保険労務士法人リライアンス設立
- 2023年 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク会長就任

## <検討会等委員歴>

農業の未来をつくる女性活躍経営体100選（WAP100）審査委員(2015～2017)

農業の「働き方改革」検討会委員（2018）

女性の農業における活躍推進に向けた検討会委員（2020）

女性の活躍推進対策検討会委員（2021）

農業労働力確保支援事業検討委員(2022・2023)

農業分野の労務管理を多数手がけるほか、行政機関・JA等からの依頼により、農業経営者向けの労務講座を全国で精力的に行う。農業者と共に障害者雇用支援に取り組むなど活動は多岐に渡る。

## 全国社会保険労務士ネットワーク（社労士ネット）とは

- 農業は規模拡大や法人化、6次産業化に伴い、正社員、パート、短期・季節労働者など多様な働き手を必要とする経営体が増加しています。これらの従業員管理は複雑・多様化し、農業をめぐる労働環境は大きく変化しています。
- 家族経営主体であった農業も従業員を雇うことにより労務管理が必要です。労基法適用除外6項目や労働保険・社会保険の加入要件の特殊性がありますが、適正な労働条件の設定、労働環境を整備し従業員の量と質をあげることが必須となっています。
- その課題克服のため、全国各地で活動している「農業に強い社労士」の全国的なネットワーク組織が設立されています。



# 社労士ネットワークについて

- 設立 2010年
- 事務局 (一社) 全国農業会議所
- 初代会長 入来院重宏社労士 2代会長 堀内政徳社労士
- 活動内容 ① 雇用改善の普及啓発
  - ② 農業法人などへの雇用・労務管理の改善に向けた相談
  - ③ 労働保険、社会保険への加入促進
  - ④ 定期的な研修会開催などを通じての会員間情報共有・意見交換 等

“現在100名を超える農業のわかる社労士”  
が全国から集ってネットワークを結成しています。



# 労務講座で労災の必要性を力説

## ■ 強制適用と暫定任意適用

使用者責任を自覚すること!!!  
暫定任意適用事業はありえない!!!

パート・アルバイトを1人でも  
雇用するなら  
労災保険を成立させること!!

## ■ 労災未加入中の事故に労災保険給付が行われた場合

### ★強制適用であれば費用徴収

- ・最大2年前まで遡り加入 ⇒ 労働保険料と追徴金(10%)
- ・故意又は過失により労災保険給付額（療養・介護給付を除く）の40%又は100%

### ★暫定任意適用事業は遡り加入の救済は無い ⇒ 保険給付の特例



# 労務講座で労災の適用について力説

## ■ 農業の労災特別加入

- 特定農作業従事者
- 指定農業機械作業従事者

従業員の有無は問わない

従業員なしで特別加入している場合、暫定任意適用事業であっても従業員を1人でも雇うと  
強制加入（成立届は必要） ⇒ 空白の1日が生じない

経営者も強制適用事業であることを認識すること  
従業員雇用の有無を団体は定期的に確認すること

ダブルでチェック

- 中小事業主等 ⇒ 従業員がいることが前提



## 労務講座で労災の適用について力説

➤ 法人化しても特別加入の方法は3つのうちいずれかを選択できる

- 特定農作業従事者
- 指定農業機械作業従事者
- 中小事業主等

➤ 特に新規就農者養成研修での労務講座は効果的  
労災保険未加入で指1本自腹手術費用150万～200万の話は効果絶大

